最終更新日：2017年6月29日
株式会社ヤマタネ
代表取締役社長　山崎　元裕
問合せ先：03-3820-1111
証券コード：9305
http://www.yamatane.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「信は万事の本を為す」に則り、社業を通じて豊かな社会の実現に貢献することを企業理念としている。また、株主、取引先、従業員、社会など全てのステークホルダーにとって存在価値のある企業となるべく不断の努力を重ねてきた。このため、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題の一つと位置付け、企業倫理の徹底を図り、透明性の高い経営をめざしている。
当社においては、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を策定し、次の方針に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組む。
(1)株主の権利と平等性の確保
(2)ステークホルダーとの適切な協働
(3)適切な情報開示と透明性の確保
(4)取締役会等の責務の実行
(5)株主との建設的な対話

当社は中長期的な企業価値向上を図る事業活動の基礎となる企業理念と経営理念を定めるとともに役職員が従うべき行動規範を定め、これを実践する。

(1)企業理念
「信は万事の本を為す」に則り、社業を通じて豊かな社会の実現に貢献する。

(2)経営理念（山種経営三原則）
イ．分に応じた経営
ロ．積み上げ主義
ハ．予算経営

(3)行動規範
イ．企業の社会的使命を認識し、関連法令及び社内規程遵守の徹底により、全ての企業活動が健全な商習慣と企業倫理に適合するように努める。
ロ．株主、取引先、従業員、社会など、全てのステークホルダーに対し、公平・公正かつ透明な関係を維持する。
ハ．会社の正当な利益に反する行為または会社の信用や名誉の毀損を行わないよう、ルールを守る。
ニ．「良き企業市民」として社会と協調し、地球環境の保全に努め、社会の健全な発展に貢献する。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの全ての原則を実施している。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

[原則1-3　資本政策の基本的な方針]
当社は、従来から中長期的な視点に立って事業収益の拡大と財務体質の強化を図りながら、株主への安定的な配当の継続を基本方針としている。また、内部留保資金は設備投資及び財務体質強化のための借入金返済資金に充当することとしている。支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、その必要性・合理性を検討し、既存株主を不当に害することのないよう、適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行う。

数値目標としては下記の目標値を設定する。
(1) 株主価値を維持向上するために自己資本当期純利益率（ROE）と自己資本比率の目標値を設定する。
(2) 配当については、毎期の連結業績を基準として、連結配当性向の目標値を設定する。

・自己資本当期純利益率（ROE）目標＝8.0%以上
・自己資本比率目標＝30.0%以上
・連結配当性向目標＝20%～30%程度

[原則1-4　政策保有株式]
当社で定めている政策保有株式に関する基本方針は以下の通りである。
(1) 取引先との継続的・長期的な取引関係の構築や取引関係の一層の強化の観点から、取引先等の株式を純投資以外の目的で政策保有株式として保有する場合がある。
(2) 主要な政策保有株式については、政策保有の経済合理性や取引先との総合的な関係の観点から保有効果について検証し、毎年取締役会で報告する。
(3) 政策保有株式に係る議決権行使については、当該企業において長期的な企業価値向上に向けたコーポレート・ガバナンス体制を構築しているかといった点を基準に判断する。

[原則1-7　関連当事者間の取引]
当社と役員等の関連当事者との間で取引を行う場合には、かかる取引が会社や株主共同の利益を害することのないように、取締役会は、生じ得る利益相反を適切に管理する。このため、会社法及び取締役会規則に基づき取締役会の事前承認を得ることとし、取引を実施した場合には適切に開示する。役員及びその近親者と当社の間での取引の有無については毎年確認を行う。

[原則3-1　情報開示の充実]
会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するとの観点から、以下の事項について開示する。

(1) 経営計画
(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
(3) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
(4) 取締役候補者及び監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続き
(5) 取締役候補者及び監査役候補者の指名を行う際の個々の選任・指名の理由

(1) 経営計画
長期ビジョンである「ヤマタネ２０２４ビジョン」と中期経営計画「ヤマタネ２０１９プラン」については、東証及び当社ホームページに概要を開示している。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は上記の通り。基本方針については東証及び当社ホームページにて開示している。

(3) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
当社における「役員の報酬決定方針」は、「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載の通りである。

(4) 取締役候補者及び監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続き
当社における「役員の指名方針」は下記の通りである。
株主総会に付議する取締役候補者及び監査役候補者の指名については、以下の選任基準に基づき手続を行う。
イ. 取締役の選任基準
取締役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者とする。業務執行取締役は、会社の業態をよく理解するとともに豊富な業務経験を有し、取締役会の構成員として会社の重要な業務執行を決定するのに十分な判断力を有している者とする。独立社外取締役は、企業経営、リスク管理、法令遵守、財務会計等のいずれかの分野において高い見識や豊富な経験を有し、取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者とする。なお、独立社外取締役は、当社の独立性判断基準に照らして独立性が認められる者とする。
ロ. 取締役の選任手続
上記の基準により社長が取締役候補者の選任案を作成し、指名・報酬諮問委員会による審議を経て、取締役会で決議の上、株主総会に付議する。
ハ. 監査役の選任基準
監査役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者とする。また、財務及び会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任する。
ニ. 監査役の選任手続
上記の基準により、社長と監査役会が候補者について事前の意見交換をした上で候補者の選任案を作成し、指名・報酬諮問委員会による審議を経て、取締役会で決議の上、株主総会に付議する。

(5) 取締役候補者及び監査役候補者の指名を行う際の個々の選任・指名の理由
取締役候補者及び監査役候補者の指名を行う際の個々の選任・指名の理由は株主総会招集ご通知の株主総会参考書類に記載の通りであり、当社ホームページにて開示している。(http://www.yamatane.co.jp/kessan/assembly.html)　尚、社外取締役及び社外監査役についてはその理由について後掲している。

[補充原則4-1-1　経営陣に対する委任の範囲]
取締役会は、法令及び定款で定められた事項や重要な業務執行を決定し、それ以外の事項については、職務権限規程に基づき、業務執行取締役に委任され、速やかな業務執行が行われる体制とする。

[原則4-8　独立社外取締役の有効な活用]
(1) 独立社外取締役は、経営方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図る、との観点から助言を行う。
(2) 独立社外取締役は、取締役の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行う。
(3) 独立社外取締役は、取締役・支配株主等から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させる。
(4) 独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するため、社外役員のみを構成員とする会合を定期的に開催し、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図る。また、他の取締役との連絡・調整や監査役との連携に係る体制を整備する。

[原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]
取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立役員となる者の独立性をその実質面で担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定し開示する。「株式会社ヤマタネ　社外役員独立性判断基準」は、「その他独立役員に関する事項」に記載の通りである。

[補充原則4-11-1　取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方]
取締役会は、専門知識や経験等が異なる多様な取締役でバランス良く構成し、多様性と当社の適正規模の観点から取締役は定款で定める１３名以内とし、独立社外取締役は2名以上とする。取締役会は、重要な業務執行の決定と取締役の職務執行の監督を行うため、豊富な業務経験を有している業務執行取締役と独立性を有し客観性を持つ独立社外取締役により、適切な意思決定や監督ができる体制とする。

[補充原則4-11-2　取締役及び監査役の上場会社役員の兼任状況]
取締役及び監査役が当社グループ会社以外の他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめ、その役割・責務を適切に果たす。各役員の兼任状況については株主総会招集ご通知の事業報告及び株主総会参考書類に記載の通りであり、当社ホームページにて開示している (http://www.yamatane.co.jp/kessan/assembly.html)

[補充原則4-11-3　取締役会評価の結果の概要]
取締役会は、毎年、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行い、その結果の概要を開示することとしている。「取締役会実効性評価アンケート」に基づき、全ての役員が取締役会についての評価を行い、取締役会でその内容について検討を行った。その結果、「取締役会の実効性はおおむね確保できている」と分析、評価した。一方、取締役会資料の事前配布、代表取締役の後継者計画、役員に対するトレーニング機会の提供等については対応すべき課題としての指摘がなされた。今回の評価結果及び課題への対応を踏まえて、今後も取締役会の実効性の向上を図っていく。

[補充原則4-14-2　取締役及び監査役に対するトレーニングの方針]
取締役及び監査役に対するトレーニングの方針は下記の通りとする。
[役員のトレーニング方針]
(1) 取締役及び監査役がその機能を十分に果たすように研修体制を整備する。
(2) 取締役及び監査役が就任の際、あるいは就任後も継続的に当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得できるように、各役員に応じた機会を提供し、その費用の支援も行う。
(3) 取締役会は、トレーニングの対応が適切にとられているか確認する。

[原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針]
持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との建設的な対話に取り組むための体制整備や取組みに関する方針を下記の通り定め、対応する。
[株主との建設的な対話に関する方針]
(1) 株主との対話については、IR担当である経営企画部を窓口とし、担当役員である管理本部長が経営企画部、経理部、総務部等のIR活動に関連する部署を管掌する。
(2) 株主や投資家からの取材やスモールミーティング等を受け付け、必要に応じて取締役が対応する。また決算説明会の開催を検討する。
(3) 株主や投資家との対話を通じて得られた意見等については、速やかに取締役会に報告する。
(4) 株主や投資家との対話において、インサイダー情報の管理を徹底し、社内規程である内部情報管理規程の定めるところに従い、適切に対応する。
(5) 株主との対話促進のため、株主構造の把握に努める。
(6) 中期経営計画の策定・公表に当たっては、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力や資本効率等の目標を提示し、その内容を具体的に説明する。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社三井住友銀行	517,698	4.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	503,800	4.44
山﨑 元裕	415,300	3.66
東京海上日動火災保険株式会社	311,242	2.74
SMBCフレンド証券株式会社	300,006	2.64
清水建設株式会社	300,000	2.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	280,700	2.47
ヤマタネ従業員持株会	256,500	2.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	211,700	1.95
DFA INTL SMALL CAP VALUEPORTFOLIO	209,899	1.85

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
齋藤彰一	他の会社の出身者					△			△			
岡伸浩	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齋藤彰一	○	同氏は、1995年5月まで当社の主要取引銀行である株式会社三井住友銀行の業務執行者として在任していた。 また、1995年5月から2009年6月まで当社と取引のある株式会社三重銀行の業務執行者として在任していた。	長年にわたり金融機関の経営に携わり、四日市商工会議所会頭としての経験を有することから、経営全般に対する監督及び助言等を行って頂けると考えたため。 株式会社三井住友銀行を退任後20年以上経過し、株式会社三重銀行を退任後8年が経過している。 現在、株式会社三重銀行の特別顧問であるが経営への関与はない。以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定した。

岡伸浩	○	―――	弁護士として長年の経験を通じて培われた見識を活かし、経営全般に対する監督及び助言等を行って頂き、さらには企業法務の専門家としての見地からコーポレート･ガバナンスの向上のための助言を頂けると考えたため。 同氏は他社の役員を兼任しているが、当社との利害関係はない。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬諮問委員会	7	0	3	2	2	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬諮問委員会	7	0	3	2	2	0	社外取締役

補足説明

取締役会の任意の諮問機関として、取締役の選解任に関する事項や報酬に関する事項を審議する指名･報酬諮問委員会を設置する。
(1)指名･報酬諮問委員会は、取締役及び監査役の人事に関する審議･確認等を通じて、当社の経営の客観性及び透明性の確保に資することを目的として、株主総会に提出する取締役及び監査役の選任及び解任に関する議案について審議し、取締役会に答申する。
(2)指名･報酬諮問委員会は、取締役の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を確保することを目的として、社長より提示される取締役報酬案について審議し、取締役会に答申する。
(3)指名･報酬諮問委員会は、社長が作成する社長後継候補者の選定案や育成案について審議し、取締役会に答申する。
(4)指名･報酬諮問委員会は、代表取締役と社外役員全員で構成し、社外役員が過半数を占めるものとする。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人に新日本有限責任監査法人を選任している。監査役は、会計監査人より監査計画策定時及び四半期毎の監査実施説明会等において監査内容の説明を受けるなど定期的会合を実施し、緊密な情報交換により相互の連携をはかっている。
内部監査部門として各部門から独立した監査部を設置している。監査部は全部門の業務監査を実施し、監査結果については監査役会に報告した上で意見交換や協議等を実施し効率的な監査体制を構築するとともに相互の連携をはかっている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
清水満昭	税理士													
内藤潤	弁護士										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　　その他

会社との関係(2)　更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清水満昭	○	―――	税理士として、財務及び会計に関する専門知識や経験等を当社の監査体制の充実・強化のために活かして頂き、また独立性が高く、中立な立場から公正かつ客観的に当社の経営活動の監査を実施して頂けると考えたため。 同氏は他社の役員を兼任しているが、当社との利害関係はない。
内藤潤		同氏は、2013年1月から当社と取引のある長島・大野・常松法律事務所に顧問として在任している。	弁護士として企業法務に関する専門知識と豊富な経験を有しており、客観的かつ公正な立場から取締役の職務遂行を監査して頂けると考えたため。また独立役員に指定していないが、中立な立場を保持し独立性は高いと判断している。 同氏は他社の役員を兼任しているが、当社との利害関係はない。

[独立役員関係]

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立役員となる者の独立性をその実質面で担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定し開示する。

[株式会社ヤマタネ　社外役員独立性判断基準]
当社は、当社における社外取締役の独立性判断基準について、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえて、以下のとおり定める。社外役員が、次の項目のいずれにも該当しない場合に、独立性を有しているものと判断する。

1.当社及びその子会社（以下、「当社グループ」という。）の業務執行者。また、就任の前10年内のいずれかの時において当社グループの業務執行者であったことがある者（注1）
2.その就任の前10年内のいずれかの時において当社グループの取締役又は監査役であったことがある者（業務執行者であったことがあるものを除く）にあっては、当該取締役又は監査役への就任の前10年内のいずれかの時において当社グループの業務執行者であった者
3.当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者（注2）
4.当社の主要な取引先またはその業務執行者（注3）
5.当社の主要な金融機関またはその業務執行者（注4）
6.当社の主要な株主またはその業務執行者（注5）
7.当社から役員報酬以外に多額の報酬を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（注6）
8.前記1～7に該当する重要な者の近親者（注7）

(注1)　業務執行者とは、業務執行取締役若しくは執行役または支配人その他の使用人をいう。
(注2)　当社を主要な取引先とする者とは、当該取引先の年間売上高の2%を超える金額の取引がある先をいう。
(注3)　当社の主要な取引先とは、当社の年間売上高の2%を超える金額の取引がある先をいう。
(注4)　当社の主要な金融機関とは、メインバンクとして当社総資産の10%以上の借入先をいう。
(注5) 当社の主要な株主とは、発行済み株式数の10%以上を保有する株主をいう。
(注6)　多額の報酬とは、当社の1事業年度につき1,000万円以上のものをいう。
(注7)　重要な者とは、各会社・取引先の役員、部長クラスの者をいう。近親者とは、配偶者または2親等内の親族をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業務執行取締役の報酬については、当社の持株により、当社の企業価値向上による株価上昇をめざすインセンティブ給を導入している、中長期的な業績と連動する報酬として、現金報酬の一部を役員持株会で自社株式を取得することとし、この部分が該当する。役員報酬における業績連動報酬の割合は10%程度であり、自社株報酬見合い分の割合は7%程度である。現時点において現金報酬と自社株報酬の割合については適切なものと考えている。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

全取締役の報酬総額を開示
取締役の年間報酬総額　12名　206百万円 (うち　社外　2名　11百万円)
監査役の年間報酬総額　5名　22百万円 (うち　社外　3名　7百万円)　(平成29年3月期)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

[報酬の額又はその算定方法の決定方針]
取締役及び監査役の報酬は、株主総会の決議に基づき報酬総額を決定している。各取締役の報酬額は、当社の定める「役員報酬規程」に基づき、社長が報酬案を作成し、指名・報酬諮問委員会において報酬案を審議の上、取締役会へ答申した後、取締役会で決定する。各監査役の報酬額は、当社の定める「役員報酬規程」に基づき監査役の協議により決定する。

業務執行取締役の報酬体系は、定額である基本給部分と業績に連動した業績給部分、さらに報酬の中から一定の額を役員持株会に積み立てる部分の3区分としている。基本給は役員の役位ごとに決定し、業績給は各担当部門の業績に応じて上下する。持株の積立部分は当社の企業価値向上による株価上昇をめざすインセンティブ給となっている。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

社外取締役は、取締役会、監査役会及び取締役等との意見交換等を通じて、内部監査及び監査役監査との連携を図る体制とする。取締役及び従業員は会社の業績に影響を与える重要な事項等については社外取締役に報告するとともに、社外取締役からは必要に応じて取締役及び従業員に対して報告を求めることができる体制とする。社外取締役の通常の業務に必要な事項については管理本部において対応する。

社外監査役による監査の重要性及び有用性を認識し、監査役監査の環境整備に努めている。社外監査役2名を含む監査役を補助すべき使用人を設置していないが、必要な場合には補助使用人を設置することとしている。監査役への適時適切な情報伝達体制を確保するため、取締役及び従業員は内部統制の基本方針に基づき会社の業績に影響を与える重要な事項等については監査役に報告するとともに、監査役からは必要に応じて取締役及び従業員に対して報告を求めることができる体制となっている。さらに、内部監査部門との連携により、監査部からは内部監査結果の報告を行っている。内部統制については内部統制担当の取締役より報告を行っている。また、監査役の通常の監査業務に必要な事項については管理本部において対応している。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社における企業統治の体制は、取締役会、監査役会、会計監査人を設置する機関設計を採用している。取締役会は、法令及び定款で定められた事項や重要な業務執行を決定するとともに取締役の職務執行の監督を行い、監査役及び監査役会は取締役の職務執行を監査する。また、コンプライアンスやリスクマネジメントを含む内部統制システム整備に関する基本方針に基づき企業体制の充実をはかっている。グループ各社においても、当社の内部統制システムを共通の基盤として、企業体制の充実に努めている。

(1) 会社の機関の内容
取締役会は、社外取締役2名を含む取締役11名 (男性11名、女性0名) で構成され、毎月1回開催することとしている。取締役会は業務執行の決定、取締役の職務執行の監督を行う体制とし、重要事項は全て付議され、業績の進捗についても議論し、対策等を検討している。さらに社外取締

役を置く事で経営全般に対する監督機能の強化や利益相反防止機能が働くと考えている。取締役の責任の明確化と機動的な取締役会の体制構築を目的として取締役の任期を1年としている。

社長と各部門の責任者である業務執行取締役と常勤監査役をで構成される経営会議を、毎週1回開催している。取締役会で審議・報告すべき事項及び経営会議に委任する事項を社内規程で定め、経営会議においては、企業戦略の内容を審議し取締役会に諮るとともに取締役会で決定された方針に基づく速やかな業務執行を行うこととしている。

監査役制度を採用し、監査役会を設置している。監査役3名（男性3名、女性0名）の内社外監査役は2名である。監査役は取締役会に出席し、常勤監査役は経営会議にも出席している。社外取締役1名と社外監査役1名を独立役員に指定している。なお、社外取締役及び社外監査役と当社との間には取引等の利害関係はない。
監査役監査については、独立の機関として、監査方針・監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議に出席する他、往査等を通じて取締役の職務執行全般の監査を実施している。また各部門に対する業務監査も定期的に行っている。監査役会では監査結果の検討を行い、監査意見書を社長へ提出している。会計監査人や内部監査部門との連携による効率的な監査の実施に努めている。監査役の機能強化の観点から、監査役監査をサポートするための体制を整備している。

内部監査については、各部門から独立した内部監査部門である監査部により定期的に内部監査を実施している。

（2）会計監査の状況
当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、監査契約書に基づき適切な監査を受けている。監査法人並びにその業務執行社員と当社との間には特別の利害関係はない。

業務を執行している会計士の氏名：指定有限責任社員 業務執行社員 谷口公一、同　井澤依子
監査業務補助者の構成：公認会計士5名、その他（公認会計士試験合格者等）11名
所属する監査法人：新日本有限責任監査法人
監査報酬の内容：監査証明業務に基づく報酬　当社30百万円、子会社5百万円　計35百万円　（平成29年3月期）

（3）報酬決定について
「報酬の額又はその算定方法の決定方針」にて記載の通りである。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、当社の現状を勘案し監査役会設置会社としての体制を採用している。独立性が高く、専門知識を有する社外監査役を含む監査役で構成される監査役会が、会計監査人・内部監査部門と相互連携を行い、当社の経営活動の監査を行う一方で、独立性が高く、経営に対する経験・見識等を有する社外取締役を含む取締役で構成される取締役会では業務執行の決定及び職務執行の監督を行い、ガバナンスの有効性をはかっている。社外チェックの観点からも、社外取締役及び社外監査役による客観的・中立的立場による経営管理体制の整備により十分機能する体制となっていると考えている。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成19年6月総会より招集通知の早期発送を実施
集中日を回避した株主総会の設定	平成27年6月総会より集中日を回避した株主総会の設定を実施
電磁的方法による議決権の行使	平成28年6月総会よりインターネット等による議決権行使を導入
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成28年6月総会より議決権電子行使プラットフォームへ参加
招集通知（要約）の英文での提供	平成28年6月総会より招集通知（要約）の英文での提供を開始

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	IR資料については適時開示する方針で実施している。また、電子公告制度を導入済。各期の決算短信、適時開示情報を開示。また、当社のコンプライアンス体制、個人情報保護方針についても開示済。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部長が担当役員となり、経営企画部長が広報担当者となっている。	
その他	アナリスト・機関投資家向の説明は個別に対応している。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス・マニュアルにステークホルダーの立場の尊重について記載。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	物流部門において、従来から環境保護に対応するためのリサイクル物流事業に注力。連結子会社である株式会社中央ロジスティクスにおいて、トラック運送事業向け「グリーン経営認証制度」による認証を平成16年3月に取得済。平成17年5月には、環境経営推進のために「エコステージ」の認証を取得。環境保護への全社的な取組のために「環境管理委員会」を設置。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページに掲載している「当社のコンプライアンス体制」においてステークホルダーに対する方針について記載。
その他	当社では、女性の活躍促進に向けて、仕事と子育ての両立に向けた職場環境の整備に努めている。制度面では、育児休業制度や育児のための短時間勤務制度等の規程を設けている。仕事と生活の調和された「ワーク・ライフ・バランス」の実現を目指して、社員全員が働きやすい職場環境をつくり、すべての社員がその能力を十分に発揮できるように取組んでいく。 当社の正社員に占める女性社員の比率は約29%、管理職に占める女性社員の比率は約5%、役員に占める女性役員の比率は0%である。今後は更に女性管理職の比率を高められるように職場環境の改善や教育・研修体制の整備に努めていく。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、法令･定款･規則等を遵守しつつ企業倫理を強化し、良き企業市民として豊かな社会の実現に貢献することを旨とする。内部統制システムの整備のために、経営方針を明確に示し、社内に周知徹底し、取締役会、経営会議、監査役会制度を有効に機能させる。また、リスクマネジメント委員会をはじめとする各種委員会活動により、管理体制の強化、徹底を図る。円滑な情報伝達のために社内組織内部においては情報共有化を進め、社内WEB情報システムにより、社内での決定事項を速やかに共有する体制を構築する。企業倫理ヘルプライン室の設置により、従業員から直接情報が寄せられる体制を構築し、業務部門から独立した内部監査部門の内部監査により各部門、各部署での個々人の意見も直接聴取する体制を構築する。
以上の通り、各種委員会活動、内部監査、企業倫理ヘルプライン室等体制面の充実を図ることにより、内部統制システムの整備を行い、リスク管理、不正及び誤謬の防止、発見ができる体制を構築する。

<内部統制システムの整備に関する基本方針>

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ．社長を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」を設置し、コンプライアンス･マニュアルを作成するとともに、行動規範、行動原則を制定する。
ロ．コンプライアンス推進委員会は、原則として月1回以上開催し、活動内容については、定期的に取締役会及び監査役会へ報告する。各部門においては、コンプライアンス推進委員を配置し、定期的な研修を実施するとともに、部門内での内部監査を実施する。
ハ．組織を横断する各種委員会（リスクマネジメント委員会、コンプライアンス推進委員会、品質管理委員会、情報セキュリティ委員会、個人情報保護委員会、環境管理委員会）を設置し、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する。
ニ．内部監査部門は、コンプライアンス･マニュアル及びコンプライアンス推進委員会の実施状況を監査し、他の業務監査を含め定期的に取締役会及び監査役会に監査の結果を報告する。
ホ．内部監査部門は、監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば内部監査規程の改訂を行う。
ヘ．企業経営及び日常業務に関する必要なアドバイスを顧問弁護士より受ける体制を構築する。
ト．「企業倫理ヘルプライン室」を設置し、内部通報及び社員相談に迅速に対応できる体制を構築する。
チ．反社会的勢力に対しては、毅然とした対応を行い一切の関係を持たないことを基本方針とし、コンプライアンス･マニュアル及び行動原則において社内に周知徹底する。
リ．財務報告に係る内部統制を整備･運用し、その有効性を適切に評価報告するための体制を構築する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
イ．取締役及び使用人の職務の執行に係る情報については、情報セキュリティポリシー並びに情報セキュリティポリシー規程及び文書保存規程に基づき適切に保存及び管理を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
ロ．文書の保管期間は、法令に特段の定めのない限り、文書保存規程に定めるところによる。
ハ．文書保存及び管理に係る事務に関しては、総務部長が所管する。

(3) 当社の損失の危険に関する規程その他の体制
イ．事業に関連する内外の様々なリスクを適切に管理し、事業の遂行とリスク管理のバランスをとりながら持続的成長による企業価値の向上をめざし、「リスクマネジメント方針」を制定し、取締役により構成される「リスクマネジメント委員会」を設置する。
ロ．「リスクマネジメント委員会」は、組織横断的な各委員会を統括し、当社全体のリスクマネジメントの運営にあたるとともに、リスクマネジメント体制の整備、運用状況の確認を行う。また、当社及び子会社（以下「グループ各社」という。）全体のリスクマネジメントについても管轄する。
ハ．各部門においては、リスクへの適切な対応を行うために、現状を正しく評価し、リスクの分析と対策の実施等を行い、リスクマネジメントを継続的に改善する。
ニ．クライシスマネジメントについては、大規模地震対策を制定し、非常事態に迅速に対応できる体制を構築する。
ホ．内部監査部門は、内部監査規程に基づき定期的に業務監査を行い、リスク管理状況と併せて取締役会及び監査役会へ報告をする。
ヘ．内部監査部門の監査により法令･定款違反その他の事由に基づく損失のリスクのある業務執行行為が発見された場合には、発見されたリスクの内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちにリスクマネジメント委員会及び担当部門長に通報する体制を構築する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ．経営理念、経営方針に基づき事業遂行のための年度計画及び中期計画を策定する。
ロ．職務執行の効率性を向上させ、採算管理の徹底を図るために、各計画の達成状況を検証し、結果を業務に反映させる。
ハ．取締役会規則により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、原則として、月1回、取締役会を開催する。また、取締役、各本部長並びに常勤監査役を以って構成される経営会議において、経営方針、経営戦略及び業務執行に関する重要な事項について検討し、その審議を経て速やかな業務執行を行うものとする。
ニ．取締役会の決定による業務執行については、組織規程（業務分掌）及び職務権限規程等に基づき権限の委譲を行い、各部門、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り適正且つ効率的に職務の執行を行うこととする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ．グループ各社は、共通の経営理念の下でグループ各社相互の協調及び発展をめざす。
ロ．グループ各社の内部統制システムについては、当社の内部統制システムを共通の基盤として構築し、グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示･要請の伝達が効率的に行われる体制を構築する。
ハ．グループ各社の代表取締役等で構成されるグループ経営会議にて情報交換を行い、グループ連結経営の円滑な運営と堅実な発展をめざす。
ニ．グループ各社の代表取締役は、各社の内部統制システム運用の権限と責任を負う。

A．子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、子会社の取締役に、重要な人事、資産の取得･譲渡、毎月の業務実績、取締役会議題その他経営上の重要事項について、グループ経営会議等において定期的に当社へ報告させるものとする。また、当社は、グループ各社において重要な検討事項が生じた場合には、グループ各社を横断した委員会を設置するなどして、検討を行う。

B．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ．当社は、グループ会社全体のリスク管理について定める「リスクマネジメント方針」を制定し、当社リスクマネジメント委員会は、グループ会社全

体のリスクマネジメントの運営にあたるとともに、リスクマネジメント体制の整備、運用状況の確認を行う。
ロ．子会社は、当社リスクマネジメント委員会が定める方法を参考の上、各社のリスクマネジメントを実施し、その状況を当社リスクマネジメント委員会へ報告する。

C．子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ．当社は、当社グループの経営理念、経営方針に基づき、グループ各社の事業遂行のためのグループ年度計画及び中期計画を策定する。
ロ．当社は、子会社に、当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（前記（4））に準拠した体制を構築させる。

D．子会社の取締役、監査役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ．当社は、当社コンプライアンス・マニュアルを子会社にも適用させるものとする。
ロ．当社の監査役及び内部監査部門は必要に応じて子会社の監査を実施する。
ハ．当社は、子会社に、子会社が当社からの経営管理・経営指導について、その内容が法令違反やコンプライアンス上問題があると認めた場合には、子会社に当社の内部監査部門又は当社の監査役へ報告させることとする。
ニ．当社の監査役は定期的にグループ監査役会を開催し、子会社の監査役と意見交換を行う。
ホ．当社は、当社の「企業倫理ヘルプライン室」の利用対象をグループ会社にまで拡大し、グループ会社の内部通報及び社員相談に迅速に対応できる体制を構築する。

（6）当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役会と協議の上、当社の使用人の中から監査役補助者を1名以上配置することとする。

（7）当社の監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒については、監査役会の同意を必要とし、取締役からの独立を確保するものとする。

（8）当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとし、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。

（9）当社の監査役への報告に関する体制
A．当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
イ．当社の取締役及び使用人は、下記の事項について、発見し次第、遅滞なく当社の監査役に報告する。
a．職務執行に関して重大な法令・定款違反又は不正行為の事実
b．会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項
c．会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項
ロ．当社の取締役及び使用人は、当社の監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
ハ．当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議、その他コンプライアンスに関連する各種委員会へ出席し、当社の経営、業績及び内部統制に関する重要事項について報告を受ける。

B．子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
イ．子会社の全ての役職員は、下記の事項について、発見し次第、遅滞なく当社の監査役に報告する。
a．職務執行に関する重大な法令・定款違反又は不正行為の事実
b．会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項
c．会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項
ロ．子会社の役職員は、当社の監査役から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行う。

（10）当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社の監査役へ報告をしたグループ各社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社コンプライアンス・マニュアルに明記するとともに、グループ各社の役職員に周知徹底する。

（11）当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
イ．当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、経理部において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
ロ．当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

（12）その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ．当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に会合をもち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思疎通を図るものとする。
ロ．当社の監査役は、当社の会計監査人、内部監査部門とそれぞれ定期的に意見交換を行い、効率的な監査を実施する。
ハ．当社の監査役は、当社の監査役会規則及び監査役監査基準に則り、適法性の監査のみならず、リスク管理、内部統制システムの整備・運用状況を含む取締役の業務執行状況の監査を行う。
ニ．当社の監査役は、必要に応じて、弁護士・会計士等の外部専門家と連携し監査業務の執行にあたる。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（1）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
反社会的勢力に対しては、毅然とした対応を行い一切の関係を持たないことを基本方針とし、コンプライアンス・マニュアル及び行動原則において社内に周知徹底する。

（2）反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社においては、対応部署を定め、警察等の外部機関と密接な連携をとり、情報収集を行っている。また、コンプライアンス推進委員会において定期的な研修を行う。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)
当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努める。

⑴ 適時開示の担当部署
情報の集約･管理は、管理本部の総務部･経理部･経営企画部で行い、当該情報が「金融商品取引法」、「株式会社東京証券取引所の適時開示規則」に該当する開示事項であるか否かの照合を行う。

⑵ 適時開示の社内体制
重要事項については、毎月1回開催する取締役会に付議され決定する。また、経営会議を毎週1回開催し迅速な業務執行を図っている。なお、これらの会議には監査役も出席し、必要に応じて会計監査人、顧問弁護士のアドバイスを受けている。
重要事実が発生した場合は、発生後遅滞なく管理本部に情報が集約され、代表取締役に報告される。その後、発生事実が適時開示事項に該当する場合は、迅速に開示を行う。

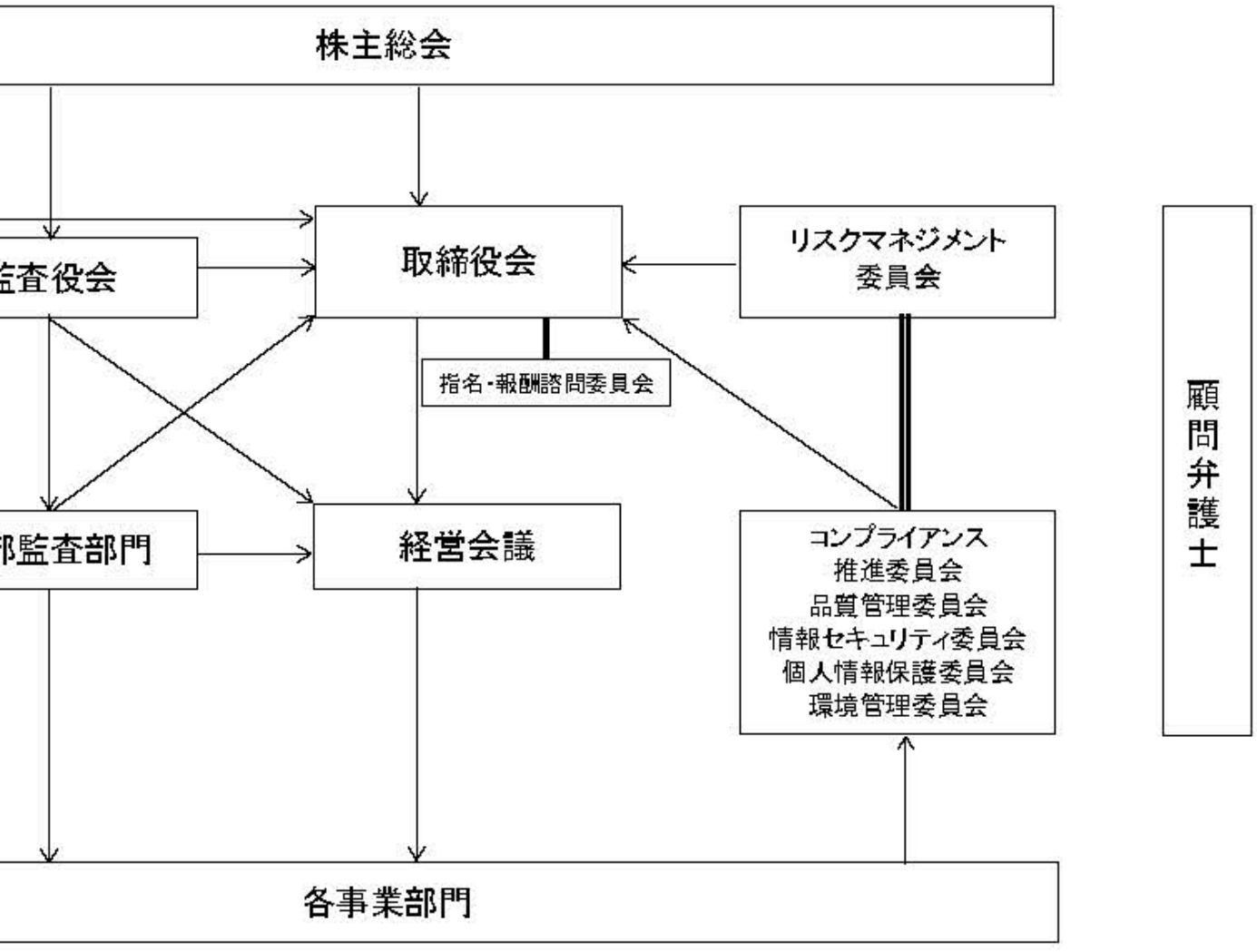
株主総会
監査役会
取締役会
リスクマネジメント
委員会
顧問弁護士
指名・報酬諮問委員会
部監査部門
経営会議
コンプライアンス
推進委員会
品質管理委員会
情報セキュリティ委員会
個人情報保護委員会
環境管理委員会
各事業部門


取締役会
会計監査人
経営会議
開示